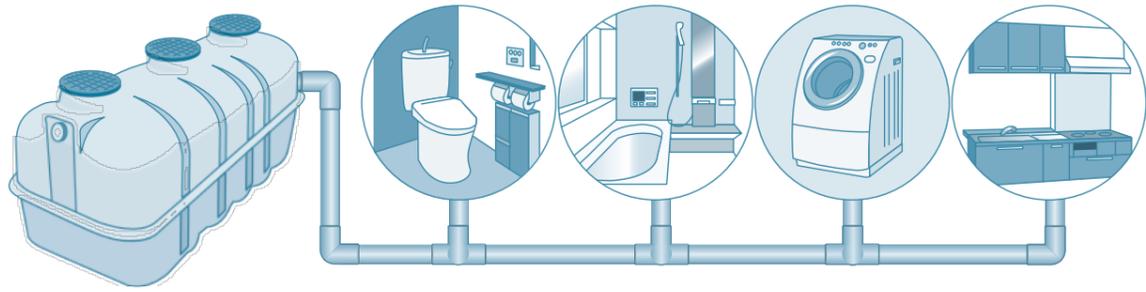


合併処理浄化槽の補助金の「上乗せ補助」を継続します

◆合併処理浄化槽とは？

「合併処理浄化槽」は、家庭等から出る生活排水(=し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの)の全てを浄化できる仕組みとなっており、国東市の美しい自然環境の維持と発展に大きく関わっています。し尿処理のみに対応した「単独処理浄化槽」では自然に負担をかけてしまうため、環境に優しい「合併処理浄化槽」への転換が近年強く求められています。



◆合併処理浄化槽設置補助金について

国東市では下水道が整備されていない地域に合併浄化槽を設置する人に対して、下記の表のとおり予算の範囲内で補助金を交付しています。また、単独浄化槽またはくみ取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合に限り実施してきた「通常の補助額に20万円の上乗せ補助」を令和2年度も継続します。

家を新築する場合

人 槽	補助額
5人槽	221,000円
7人槽	276,000円
10人槽	365,000円

単独浄化槽やくみ取り便槽から転換する場合

人 槽	通常の補助額	上乗せ後の補助額
5人槽	332,000円	532,000円
7人槽	414,000円	614,000円
10人槽	548,000円	748,000円

◆浄化槽には維持管理が必要です【保守点検、清掃、法定検査】

優れた汚水処理性能を持つ浄化槽ですが、適正な維持管理を怠ると本来の機能を十分に発揮することができず、放流水の水質悪化や悪臭が発生してしまうため、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。法律で定められた3つの義務である「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を必ず実施してください。

保守点検・・・浄化槽の機能診断や消毒剤補充等の定期点検(1回以上/4ヶ月)

清 掃・・・槽内に溜まった汚泥の抜き取りや機器類の洗浄(1回以上/年)

法定検査・・・県知事指定検査機関「大分県環境管理協会」が行う水質に関する検査(1回/年)

【問合せ】(補助金について)上下水道課
(維持管理について)環境衛生課
(法定検査について)大分県環境管理協会

☎0978-72-5197
☎0978-72-9001
☎097-567-1855

令和2年春季農作業標準賃金について

国東市農業委員会において、春季農作業標準賃金が下記のとおり設定されました。耕作条件等を考慮のうえ、参考としてください。

1. 農繁期賃金(実労8時間賄いなし)

性 別	令和2年春季
男女共通	6,500円

3. 耕耘料等(10a当り)

作業別	令和2年春季
畑地耕耘	6,300円
春田耕耘(荒起し)	8,400円
麦田耕耘	6,300円
荒あけ	4,200円
水田代かき	6,300円
田植え(苗別)	6,300円
コンバイン(麦)	10,500円
〃(稲)	15,800円
バインダー(紐別)	7,800円
ハーベスター	7,800円
大豆機械播種(耕起含む)	12,600円
〃(播種のみ)	5,300円
育苗(1箱)(早期)	700円
〃(普通)	630円
畦塗り機	(1メートル当り) 65円

2. 草刈り(1時間当り)

作業別	令和2年春季
草刈り(機械・燃料込)	1,300円

◎乾燥等利用料金(出来高重量30kg当り)

麦	水分量(%) (持ち込み時水分量)	令和2年春季
選別調整のみ	12.5以下	370円
乾選別調整	12.6~17.0	630円
	17.1~21.0	750円
	21.1~25.0	860円
	25.1~30.0	940円
	30.1以上	1,000円

水稲(早期)	水分量(%) (持ち込み時水分量)	令和2年春季	
		平日	休日
籾すりのみ	15.0以下	360円	360円
乾燥籾すり 選別調整	15.1~20.0	630円	680円
	20.1~23.0	680円	730円
	23.1~26.0	730円	780円
	26.1~29.0	780円	830円
	29.1以上	830円	880円

令和元年(平成31年)分農地賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに公告された農地(田:水稲)の賃借借における1反(10a)当りの賃借料水準は、以下のとおりです。賃借料設定の参考としてください。

地域名	使用賃借 (無償)件数	賃借借件数	平均額	最高額	最低額
国見地域	19件	132件	6,000円	10,300円	3,000円
国東地域	142件	190件	7,300円	10,000円	2,500円
武蔵地域	102件	83件	6,300円	10,000円	2,400円
安岐地域	145件	102件	8,000円	13,600円	3,400円
(参考)市全体	408件	507件	7,000円	13,600円	2,400円

(注)

- 賃借借件数は算出に用いた筆数です。**使用賃借(無償)は算出の対象に含まれていません。**
- 賃借料の各地域データ平均額の上下それぞれ70%を超えるものは、親類間その他の特殊な取引によるものとして、データの信頼性を高めるため集計の対象に含めていません。
- 賃借料を物納(玄米)としている場合は、30kg当たり6,750円に換算しています。
- 金額は、算出結果を百円未満で四捨五入したものです。

・算出方法は、「農地の賃借料情報提供の手引 H24年4月 全国農業会議所」による。
・「30kg当り6,750円」は、令和元年産米ヒノヒカリ1等30kg農協売渡し価格による。

【問合せ】農業委員会事務局 ☎0978-72-5176